

議案第68号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表30の3の項の次に次のように加える。

30 の 4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第11条第1項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして、町長が認める場合を除く。）	通知カード再交付手数料	1枚につき 500円	交付のとき	
--------------	--	-------------	---------------	-------	--

第2条 幕別町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表30の3の項を次のように改める。

30 の 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして、町長が認める場合を除く。）	個人番号カード再交付手数料	1枚につき 800円	交付のとき	
--------------	--	---------------	---------------	-------	--

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。